

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（銃砲の所持が許可される試験又は研究）</p>	<p>（銃砲の所持が許可される試験又は研究）</p>
<p>第二条（略）</p>	<p>第一条の二（略）</p>
<p>（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）</p>	<p>（国際的な規模で開催される運動競技会等）</p>
<p>第三条（略）</p>	<p>第二条（略）</p>
<p>（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）</p>	<p>（国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会等）</p>
<p>第四条 法第四条第一項第五号の政令で定める運動競技会は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる運動競技会又は日本体育協会若しくはその加盟競技団体が主催して行なう次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>	<p>第三条 法第四条第一項第五号の政令で定める運動競技会は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる運動競技会又は日本体育協会若しくはその加盟競技団体が主催して行なう次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>
<p>一〜七（略）</p>	<p>一〜七（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>【削除】</p>	<p>（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に對する許可の期間）</p>
	<p>第四条 法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内に</p>

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第五条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

- 一 空気銃(空気けん銃を除く。)を所持しようとする者 国民体育大会
- 二 空気けん銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間)

第六条 法第四条第一項第四号に規定するけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

において都道府県公安委員会が定める。

2 法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

(空気銃又は猟銃を所持しようとする者についての推薦)

第五条 法第五条第一項第一号又は法第五条の二第二項第一号の規定による空気銃又は猟銃の所持の許可を受けようとする者についての推薦は、国民体育大会において空気銃又は猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当である者について行うものとする。

2 法第五条第一項第一号又は法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、空気銃又は猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

2| 法第四条第一項第八号又は第九号に規定する銃砲又は刀剣類に係る同条第四項の規定による許可の期間は、当該各号に規定する用途に係る芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、一年を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

(空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第七条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三條第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2| 法第五条第一項第一号の政令で定める者は、日本体育協会とする。

1| (銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気の)とする。

一〜四 (略)

(銃砲の構造又は機能の基準)

第九条 法第五条第三項の政令で定める基準は、機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。ただし、法第四条第一項第三号及び第八号から第十号までの銃砲について

(政令で定める病気)

第五条の二 法第五条第一項第二号の政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

(銃砲の構造又は機能の基準)

第五条の三 法第五条第二項の政令で定める基準は、機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。ただし、法第四条第一項第三号及び第八号から第十号までの銃砲につ

は、この限りでない。

2 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第三項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一〜五 (略)

(講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)

第十条 (略)

【削除】

いては、この限りでない。

2 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第二項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一〜五 (略)

(講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)

第五条の四 (略)

(政令で定める罪)

第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条、第八十二条、第八十七条(第八十一条の未遂罪に係る部分を除く。)、第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百零二条(第九十七条及び第一百零一条の未遂罪に係る部分を除く。)、第一百零六条(第三号を除く。)、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二(第一百七十七条に係る部分に限る。)、第一百七十九条(第一百七十八条及び第一百七十八条の二(第一百七十八条第二項に係る部分に限る。))の未遂罪に係る部分を除く。)、第八十一条、第九十四条から第九十六条まで、第九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三条から第二百二十八条まで、第二百三十四条、第

- 二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十条、第二百四十一条、第二百四十三条（第二百三十五条、第二百三十五条の二及び第二百三十九条の未遂罪に係る部分を除く。）、第二百四十九条又は第二百五十条（第二百四十九条の未遂罪に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条又は第二条に規定する罪
- 三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪
- 四 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二条第二項に規定する罪
- 五 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条から第一条ノ三までに規定する罪
- 六 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条までに規定する罪
- 七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条に規定する罪
- 八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪
- 九 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百条第一項第八号に規定する罪
- 十 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第四十六条に規定する罪

- 十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三條第一号に規定する罪
- 十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（第五十八條に係る部分に限る。）又は第九十八條の三（第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第一百一十條第一号に規定する罪
- 十四 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）第三十二條の五に規定する罪
- 十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四條に規定する罪
- 十六 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五條又は第二百二十九條に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九條に規定する罪
- 十八 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一條第二項に規定する罪
- 十九 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六條第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

〔第七十六条に規定する罪〕

二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第一項の未遂罪に係る部分を除く。）に規定する罪

二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪

二十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪

二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）に規定する罪

二十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項又は第三項（同条第一項の未遂罪に係る部分に限る。）に規定する罪

二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項又は第三項（同条第一項の未遂罪に係る部分に限る。）に規定する罪

二十八 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条第一項又は第二項に規定する罪

二十九 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一条第四項に規定する罪

三十 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪